

**社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症  
対策マニュアル**  
(高齢者・障がい事業者用)

旭川市福祉保険部作成

【第2版】令和2年11月

## はじめに

新型コロナウイルス感染症についてはいまだに治療法やワクチンの実用化が確立されておらず、その対応は長期にわたることが見込まれています。

また全国的な感染症の広がりにより、数人から数十人のまとまった感染者の発生が確認される「クラスター」とも呼ばれる事例が社会福祉施設等で多発し、道内でも数カ所発生している状況です。

このような状況においては社会福祉施設等は、新型コロナウイルス感染症に対する予防や、感染経路を遮断することが大変重要となっています。

また、一たび感染が発生すると感染が急速に拡大する恐れがあるため、早期に対応することが重要になります。

このため、事前の対策と感染発生時の対応を定めることで、迅速かつ適切に対応できるよう本マニュアルを策定しました。

**※本書に記載されている URL には全てリンクが設定されています。**

**「Ctrl+クリック」で対象のホームページやデータに移動することができます。**

### ○令和2年11月改正の主な内容

- ・文言の整理
- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」が改正されたことに伴う変更
- ・「介護現場における感染対策の手引き」が発行されたことに伴う変更
- ・「新型コロナウイルス感染症感染者発生シミュレーション～机上訓練シナリオ～」が発行されたことに伴う変更
- ・「関係部局等の連絡先」及び「休日・夜間等のコロナウイルス感染症に関する相談・問合せ」を変更

## 《目次》

はじめに.....	2
第1 感染症防止対策.....	1
1 施設等における取組.....	1
(1) 利用者の健康状況の把握.....	1
(2) 記録の整備.....	1
(3) 施設等への出入り.....	1
(4) 面会.....	1
(5) 面会を実施する場合の留意事項.....	1
(6) 「3つの密」対策の徹底.....	2
(7) 外出.....	2
(8) 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCA).....	2
【参考】健康観察名簿.....	2
2 職員の取組(入所施設・通所施設共通事項).....	2
(1) 感染症対策の徹底.....	3
(2) 健康状態の確認.....	3
(3) 施設等の換気.....	3
(4) 職場以外での対応.....	3
3 サービス提供時の取組.....	3
(1) 入所施設・通所施設共通事項.....	3
(2) 通所系サービス.....	4
(3) 訪問系サービス.....	4
【重要】手指衛生について.....	4
【重要】感染症に対する対策について.....	5
第2 感染症に備えた事前準備.....	6
1 関係機関等との連携体制の確保.....	6
2 個人防護具等の確保及び感染防止トレーニング(研修含む)の実施【全事業共通】.....	6
【重要】「新型コロナウイルス感染症感染者発生シミュレーション～机上訓練シナリオ～」の確認.....	6
【参考】個人防護具(Personal Protective Equipment=PPE)について.....	7
【重要】実際にやってみる.....	7
3 施設内の環境整備(生活空間等の仕分け)のシミュレーション(環境整備・清掃含む)【入所施設】.....	7
【注意】清掃と消毒について.....	8
4 食事の提供について【入所施設・通所施設】.....	8
5 個人防護具・衛生用品の確保.....	8
(1) 在庫量と使用量及び必要量の確認.....	8
(2) 個人防護具・衛生用品の管理.....	8
【要検討】個人防護具・衛生用品の消費.....	9
6 その他.....	9
(1) 業者等との調整関係【全事業共通】.....	9
(2) 併設施設との情報共有.....	9
第3 新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合の取組【入所施設以外】.....	10
1 情報の共有・報告.....	10
2 消毒・清掃等【通所】.....	10
3 積極的疫学調査への協力等.....	10
4 新型コロナウイルス感染症の感染者への適切な対応の実施.....	10
(1) 職員の場合の対応.....	10
(2) 利用者の場合の対応.....	10

5	新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者への適切な対応の実施	11
(1)	職員の場合	11
(2)	利用者の場合	11
第4	入所施設等で感染疑い者が発生した場合	12
1	感染疑い者の個室への移動	12
2	濃厚接触者の特定	12
3	情報の共有・報告	12
4	発生時点での職員等への周知	12
5	感染疑い者等の周辺状況の把握	12
6	個人防護具等の確保及び着脱手順等の再確認	13
7	感染予防対策の徹底	13
第5	入所施設内で発症した場合(利用者及び職員が陽性判明後)	14
1	情報共有・報告等の実施	14
2	消毒・清掃等の実施	14
3	積極的疫学調査への協力等	14
4	新型コロナウイルス感染症の感染者等への適切な対応の実施	14
(1)	職員の場合	14
(2)	利用者の場合	14
5	新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等への適切な対応の実施	14
(1)	職員の場合	15
(2)	利用者の場合	15
6	個別のケア等の実施に当たっての留意点	15
(1)	食事の介助等	15
(2)	排泄の介助等	16
(3)	清潔・入浴の介助等	16
(4)	リネン・衣類の洗濯等	16
7	人員体制の確保	16
8	個人防護具等について	16
9	報道関係への対応	16
10	その他	17
	【参考】ゾーニングについて	17
関係部局等の連絡先		18
	新型コロナウイルス感染症予防対策チェックシート(入所施設用:高齢者, 障害者)	19
	新型コロナウイルス感染症予防対策チェックシート(通所・短期入所施設)	21
	新型コロナウイルス感染症予防対策チェックシート(訪問サービス)	23
	【参考資料】コロナウイルス感染症対策に係わる厚生労働省の動画集	25
	【参考資料】各種通知等	27
	【参考様式】来客者受付票	28
	【参考様式】来客者名簿(施設管理用)	29
	【参考様式】濃厚接触者リスト	30
	【様式】感染症等(疑)発生報告書	31

# 第1 感染症防止対策

## 1 施設等における取組

### (1) 利用者の健康状況の把握

感染の疑いについてより早期に把握できるよう、管理者が中心となり、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行うこと等により、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意すること。

無症候又は症状の明確でない者から感染が広がる可能性があり、人と人との距離をとること(Social distancing 社会的距離)、外出の際の常日頃からのマスク着用、咳エチケット、石けんによる手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策や、地域における状況(緊急事態宣言が出されているか否かや、居住する自治体の情報を参考にすること)も踏まえて、予防に取り組むこと。

### (2) 記録の整備

感染者発生時に備えて、症状出現後(発症2日前からの接触状況)の濃厚接触者リスト、ケア記録、勤務表、施設内に入出りした者の記録の整備等を行うこと。【参考様式】(来客者受付票P28, 来客者名簿 P29, 濃厚接触者リスト P30)

### (3) 施設等への出入り

委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱や咳などの呼吸器症状等が認められる場合には入館を断ること。

また、業者等の施設内に入出りした者の氏名・来訪日時・連絡先について記録を行うこと【参考様式】(来客者受付票P28, 来客者名簿 P29)。

委託業者等が施設内に立ち入る場合は、マスク着用と手指消毒を実施すること。

### (4) 面会

面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、緊急やむを得ない場合を除き制限する等の対応を検討すること。

具体的には、地域における発生状況や都道府県等が示す対策の方針等も踏まえ、管理者が制限の程度を判断すること。

一部の施設においてはオンライン面会を実施しており、「高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について」(令和2年5月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000631175.pdf>)

「障害者支援施設等におけるオンラインでの面会の実施について」(令和2年5月22日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡) (<https://www.mhlw.go.jp/content/000632976.pdf>) 等も参考に引き続きオンラインでの実施を考慮すること。

### (5) 面会を実施する場合の留意事項

地域における発生状況等を踏まえ面会を実施する場合は、以下の留意事項も踏まえ感染防止対策を行った上で実施すべきであること。

ア 面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。

イ 面会者がのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状を有する場合やその他体調不良を訴える場合には面会を断ること。

ウ 面会者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこと【参考様式】(来客者受付票P28, 来客者名簿 P29)。

エ 面会者は原則として以下の条件を満たす者であること。

・感染者との濃厚接触者でないこと。

- ・同居家族や身近な方に、発熱や咳・咽頭痛などの症状がないこと。
- ・過去2週間内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと。
- ・過去2週間以内に発熱等の症状がないこと。
- ・過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がないこと。
- ・人数を必要最小限とすること。

オ 面会者には、面会時間を通じてマスク着用、面会前後の手指消毒を求めること。

カ 面会者の手指や飛沫等が入所者の目、鼻、口に触れないように配慮すること。

キ 寝たきりや看取り期以外の場合は居室での面会は避け、換気可能な別室で行うこと。

ク 面会場所での飲食は可能な限り控えること。大声での会話は控えること。

ケ 面会者は施設内のトイレを極力使用しないようにすること。やむを得ず使用した場合はトイレのドアノブも含め清掃及び必要に応じて消毒を行うこと。

#### (6) 「3つの密」対策の徹底

「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」を避けること。

可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃・共有物の消毒の徹底、手指衛生の励行を徹底すること。

#### (7) 外出

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月25日変更))(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)三(3)1)①において、外出の自粛が促される状況であっても、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とされていることから、入所者の外出については、生活や健康の維持のために必要なものは不必要に制限すべきではなく、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。

ただし、感染が流行している地域では、人との接触機会の低減の観点から、外出を制限する等の対応を検討すること。

#### (8) 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)

厚生労働省で開発を進め令和2年6月19日付でリリースされた「新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA: COVID-19 Contact-Confirming-Application」について、本アプリは利用者が増えることで感染防止の効果が高くなることが期待されており、下記 URL に掲載されている資料も参考にしつつ、本アプリの活用について、職員に周知を行うこと。

面会者、業者等の施設内に入出入りする者にも周知を行うことが望ましい。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html))

#### 【参考】健康観察名簿

旭川市保健所健康推進課より「健康観察名簿」が提供されています。職員及び利用者の日常の健康状態の把握や、施設等内で陽性確定例が発生した場合に備えた様式となっておりますので、是非御活用ください。以下のホームページよりダウンロードできます。

(<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d071227.html>)

## 2 職員の取組(入所施設・通所施設共通事項)

(1) 感染症対策の徹底

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>)・「介護現場における感染対策の手引き(第1版)」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678253.pdf>)等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、消毒用アルコール製剤による消毒等を徹底すること。

また、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。

(2) 健康状態の確認

出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること。

感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応すること。 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000630286.pdf>)

(3) 施設等の換気

室内温度が大きく上がらない又は下がらないように注意しながら、定期的に換気を行う。

窓を使った換気を行う場合、風の流れができるよう、2方向の窓を定期的に数分間程度、全開にして行う。

熱中症予防のためにはエアコンや扇風機等の活用が有効であるが、冷房時でもこまめに換気を行い、部屋の空気を入れ換えること。

(4) 職場以外での対応

職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。

換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等(「いわゆる3密」を避ける)の対応を徹底すること。

### 3 サービス提供時の取組

(1) 入所施設・通所施設共通事項

ア 「3つの密」対策の徹底

事業等の種別を問わず、「3つの密」を避けることを徹底すること。

可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃・共有物の消毒の徹底、手指衛生の励行を徹底すること。

イ リハビリテーション等の実施

ADL維持等の観点から、リハビリテーション等の実施は重要である一方、感染拡大防止の観点から、3の(1)の内容を踏まえて実施すること。

ウ 発熱等により利用を断った利用者への対応(介護サービスのみ)

発熱により利用を断った利用者については、居宅介護支援事業所に情報提供。

介護支援専門員は必要に応じ、訪問介護等の利用を検討する。

エ 感染症予防対策の徹底

職員がサービスを提供する際には、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットを徹底。

事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための対策を講じること。

## (2) 通所系サービス

### ア 通所施設等の送迎時の対応等について

送迎車に乗る前に、利用者・家族又は職員が利用者の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を見送るよう要請する。

また、利用者の状況により、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000630286.pdf>)を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促す。

### イ 発熱等により利用を断った利用者への対応(介護サービスのみ)

発熱により利用を断った利用者については、居宅介護支援事業所に情報提供する。

介護支援専門員は必要に応じ、訪問介護等の利用を検討する。

### ウ 送迎時の車内環境等について

送迎時には、窓を開ける等換気に留意する。

送迎後に利用者の接触頻度が高い場所(手すり等)を消毒する。

## (3) 訪問系サービス

### ア 利用者の健康状態の把握等

サービス提供に先立ち、本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000630286.pdf>)を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供時は以下の点に留意する。

(ア) 保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、サービス提供を継続する場合は、感染防止を徹底した上で実施する。

(イ) 職員で基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行う。

(ウ) 職員がサービスを提供する際には、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットを徹底。

事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための対策を講じること。

(エ) 可能な限り担当職員を分けての対応や最後に訪問する等の対応を行う。

### 【重要】手指衛生について

- ・感染防止に際して一番大きな役割を果たすのが、手洗い・手指の消毒です。
- ・手指衛生については、正しい方法で行う必要があります。
- ・厚生労働省が提供する YouTube に動画が公開されておりますので、この動画を参考に正しい手洗いを行ってください。

### そうだったのか！感染対策！（手洗い）

([https://www.youtube.com/watch?v=E6mkdyoPfyk&list=PLMG33RKISnWj\\_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&index=5](https://www.youtube.com/watch?v=E6mkdyoPfyk&list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&index=5))



## 【重要】感染症に対する対策について

社会福祉施設等では、新型コロナウイルス感染症に限らず、インフルエンザやノロウイルスなどの感染症の対策を常に行っていくことが必要になります。

厚生労働省では、「介護現場における感染対策の手引き(第1版)」を発行し、感染症全般についての対策の手引きを発行しました(令和2年10月発行)。

またサービス種別別に「【概要版】介護職員のための感染対策マニュアル」も発行されています。

事業所内での感染症対策の研修等に御活用ください。

(介護事業者を対象としておりますが、内容的には障がい者事業所にも参考になります。)

・「介護現場における感染対策の手引き(第1版)」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678253.pdf>)

・【概要版】介護職員のための感染対策マニュアル(訪問系)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678257.pdf>)

・【概要版】介護職員のための感染対策マニュアル(通所系)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678256.pdf>)

・【概要版】介護職員のための感染対策マニュアル(施設系)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678255.pdf>)

・感染対策普及リーフレット

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678258.pdf>)

## 第2 感染症に備えた事前準備

事業所内に感染症予防対策委員会を設置し、利用者及び職員等において感染が確認された場合を想定し、感染対策マニュアルの見直しや訓練等を行うこと。

### 1 関係機関等との連携体制の確保

#### (1) 協力医療機関(嘱託医)との事前相談【入所施設】

施設内で療養する場合は、医師・看護師等の派遣などが必要となる場合も想定されることから、協力医療機関(嘱託医)等に相談し、医療スタッフの体制を検討しておくこと。

また、協力医療機関(嘱託医)とあらかじめ健康管理の方法を相談し、その指示に従って実施する。

#### (2) 応援職員の確保【全事業共通】

職員自らが感染した場合やその家族が感染した場合等により、濃厚接触者となり自宅待機となる場合などを想定し、欠勤者数を推定しておくこと。

また、感染者の健康観察や、処遇手順の変更、関係機関への連絡報告等に伴う業務量の増加に見合う必要人員数を推定し、同法人内での応援職員の確保等について必要数と確保策を検討しておくこと。

### 2 個人防護具等の確保及び感染防止トレーニング(研修含む)の実施【全事業共通】

#### (1) 物資の状況の確認

個人防護具等(サージカルマスク、ゴーグル・フェイスシールド、長袖ガウン、手袋)及び消毒液、その他資器材の在庫や調達見込みの状況を把握・確認しておくこと。

#### (2) 職員トレーニング・研修の実施

ア 感染対策の基本的知識と対応方法

イ 個人防護具等の着脱方法の確認

ウ 感染者や濃厚接触者に対する介助・支援の実践訓練(感染者数等に応じた想定訓練も行う)

エ 感染者発生時の移送や消毒の訓練(机上訓練等)

#### 【重要】「新型コロナウイルス感染症感染者発生シミュレーション～机上訓練シナリオ～」の確認

厚生労働省から、「新型コロナウイルス感染症感染者発生シミュレーション～机上訓練シナリオ～」が発行されています。

シミュレーションに関しては、実際に行ってみることで気づくことも多く、様々な場面を想定して議論や訓練を行うことが重要です。

その際の参考資料として、別添の机上訓練シナリオ等も活用いただきつつ、事業所側で自主的な取組を行ってください。(https://www.mhlw.go.jp/content/000678401.pdf)

**【参考】 個人防護具(Personal Protective Equipment=PPE)について**

《個人防護具》

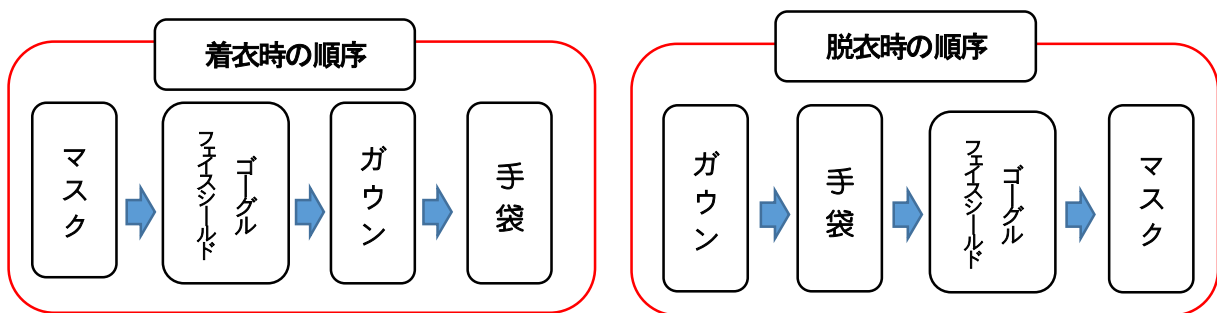
- ・手袋 →手に触れる可能性がある場合
- ・ガウン・エプロン →衣服に飛び散る可能性がある場合
- ・ゴーグル・フェイスシールド →目に飛び散る可能性がある場合
- ・サージカルマスク →口・鼻に飛び散る可能性がある場合(自分の飛沫を拡散させない)

※汚染区域に入る際には、手袋、ガウン、サージカルマスクを着用します。

なお、トイレや浴室の消毒を行う場合にはゴーグル・フェイスシールドの着用を検討してください。

※個人防護具については、もしもの時に備え、あらかじめ上記の物を施設等で一定数備えておくことが重要です。

○個人防護具の着脱方法



○サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの例外的取扱いについて

([https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d071195\\_d/fil/vol819.pdf](https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d071195_d/fil/vol819.pdf))

**【重要】 実際にやってみる**

個人防護具については、実際に職員が着衣、脱衣を順序どおりに行うことができるか検証しておくことが重要です。

厚生労働省の動画で手順等が公開されております。「宿泊療養における感染対策(非医療従事者向け)」

(<https://www.youtube.com/watch?v=dDzIjvxMNIA>)

動画には、個人防護具(Personal Protective Equipment=PPE)の着脱について実演の映像がありますので動画を参考にしながら実際に職員が着脱を行い、必要な時に的確に個人防護具を使用できるように事前にシミュレーションを行うことが重要です。

**3 施設内の環境整備(生活空間等の仕分け)のシミュレーション(環境整備・清掃含む)【入所施設】**

感染管理を行うためのゾーニングに関して動画「宿泊療養における感染対策(非医療従事者向け)」において、一般的な原則・注意点等を記載しているが、施設の構造は各事業所によって様々であることから、各施設の構造等に応じてゾーニングについて検討しておくこと(P17参照)。

また、共用設備(トイレ・浴室等)・リネンやゴミを保管・処理するスペース・必要に応じて、応援職員等の宿泊用居室・連絡調整等を行う事務局スペースの確保方法についても検討しておくこと。

## 【注意】清掃と消毒について

### 《消毒》

- ・消毒は拭き取りで行うことが大前提です。
- ・環境に噴霧したりするという行為では表面のウイルスは死滅しません。  
しっかりと拭き取ることが大事です。
- ・消毒剤は、70%～80%の消毒用アルコール製剤若しくは次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)です。  
(換気も重要ですので必ず実施しましょう)

### 《清掃・消毒の盲点》

清掃・消毒を行う上で、盲点になりやすいのが、職員の休憩室、仮眠室、更衣室、職員トイレなどの利用者が普段立ち入らない場所です。

施設内の清掃・消毒に際しては、利用者等が使用する部分だけではなく、職員だけが使用する部分も清掃・消毒を行うことが重要です。

### 《環境衛生の業務化》

環境衛生を業務化することにより組織的な感染対策を行うことが重要です。

以下の内容が各事業所のマニュアルに記載されているか再度確認してください。

- ・ 1日、何回行うの？
- ・ 誰がやるの？
- ・ どんな箇所を？
- ・ どんな消毒液で？
- ・ どんな手順で？

## 4 食事の提供について【入所施設・通所施設】

職員への感染状況によっては、施設内の厨房で調理できない場合があるため、その際には、近隣施設で調理して運ぶ、デリバリーを利用する、各団体に支援を依頼するなど、継続的に食事を提供できる体制を検討しておくこと。

なお、応援職員など外部の職員も対応する場合には、利用者のアレルギー対応等にも留意すること。

食事の使い捨て容器は感染性廃棄物に準じた取扱をすることも考えられるため、十分な廃棄容器を準備しておくこと。

また残飯により害虫発生とならないように分別を考慮すること。

## 5 個人防護具・衛生用品の確保

### (1) 在庫量と使用量及び必要量の確認

ア 各物資の在庫量を確認する。

イ 普段の物資の必要量を確認する。

ウ 濃厚接触者への対応等を踏まえた必要量の想定を行い、補助事業等を活用し必要な数量をあらかじめ確保・備蓄しておくこと。

感染者発生時に物資が不足した場合には必要量を速やかに指導監査課に要望できるよう備えておくこと。

### (2) 個人防護具・衛生用品の管理

濃厚接触者への対応等により、使用量の増加が見込まれるため、備蓄状況を誰が把握し、管理する

のかを事業所内で定めておくこと。

### 【要検討】 個人防護具・衛生用品の消費

新型コロナウイルス感染症が施設等で発症した場合、個人防護具については**予想以上に消費**されます。備蓄が重要になりますので、事前に対策をお願いします。

【例】札幌で新型コロナウイルス感染症が発症した施設で1日に要した衛生用品



引用 札幌市作成 介護・障害事業所等における新型コロナウイルス感染症対策の動画より

## 6 その他

### (1) 業者等との調整関係【全事業共通】

出入業者(リネン, 食事, 廃棄物等)への感染発生時の対応を確認すること。

委託業者や物品納入業者については、新型コロナウイルス感染が施設内で発生した場合、通常どおり業務を行えない可能性があるため、あらかじめ対応可能か確認しておくこと。

また、対応困難な場合は、代替業者の確保等を行うこと。

なお、物品等の納入については、建物の外で受領するなど、施設内入室管理の方法についても検討しておくこと。

委託業者等が施設内に立ち入る場合は、マスク着用と手指消毒を実施すること。

### (2) 併設施設との情報共有

併設の介護サービス事業所等がある場合には、応援態勢や必要な物資備蓄量など、事業所間の情報共有を密にしておく。

### 【実例】何が起きたか

実際にクラスターが発生した事業所において、業務委託の受託が中止されました。

そのため現場の職員が清掃, リネンの洗濯を行うことになり、更に業務過多になりました。

この経験から、

①感染症, 疑い患者発生時の受託業務について、事前に業者と協議しておく

②受託業務が中断した時の対応策を準備しておくことが必要です。

もしも、厨房関係者が発症した場合には、食事提供が困難になる場合も想定されます。

あらかじめ、宅配業者等の確保等を検討しておくことも必要になります。

## 第3 新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合の取組【入所施設以外】

### 1 情報の共有・報告

利用者や職員等において、新型コロナウイルス感染者が発生した旨の連絡を受けた場合、速やかに管理者等への報告を行い、当該事業所内での情報共有を行い、指導監査課へ報告を行うこと。

また、当該利用者の家族等に報告を行い、当該利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事業所等(介護サービスのみのみ)にも報告を行うこと。

### 2 消毒・清掃等【通所】

利用者や職員等が利用した共用スペース等については、消毒・清掃を実施する。具体的には、手袋を着用し、消毒用アルコール製剤で清拭する。

または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、水拭きし、乾燥させる。

なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。

トイレのドアノブや取手等は、消毒用アルコール製剤で清拭する。

または、次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)で清拭後、水拭きし、乾燥させる。

また保健所の指示がある場合は指示に従う。

### 3 積極的疫学調査への協力等

保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力すること。その際、可能な限り利用者のケア記録の提供等を行うこと(【参考様式】濃厚接触者リスト P30)。

濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定すること。

- (1) 新型コロナウイルス感染患者(無症状病原体保有者を含む)同室または長時間の接触があった者
- (2) 適切な感染の防護なしに新型コロナウイルス感染患者(無症状病原体保有者を含む)を看護若しくは介護していた者
- (3) 新型コロナウイルス感染患者(無症状病原体保有者を含む)の気道分泌液(喀痰等)若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- (4) その他  
手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)

【注意】上記の濃厚接触の定義は、現時点のものであるので、今後変更になる可能性があります。

### 4 新型コロナウイルス感染症の感染者への適切な対応の実施

感染者については、以下の対応を行う

- (1) 職員の場合の対応  
職員の感染が判明した場合、原則入院することとなるが、症状等によっては保健所の指示に従うこと。
- (2) 利用者の場合の対応  
利用者へ新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、原則入院することとなるが、保健所の指示に従うこと。

## 5 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者への適切な対応の実施

濃厚接触者については、保健所と相談の上、以下の対応を行う。

なお、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしており、以下の対応は感染者との最終接触から14日間行うことが基本となるが、詳細な期間については保健所の指示に従うこと。

### (1) 職員の場合

保健所により濃厚接触者とされた職員については、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。

(感染者との濃厚接触が疑われる職員のうち発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合であっても、保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことが望ましい。)

### (2) 利用者の場合

保健所により濃厚接触者とされた利用者については、居宅介護支援事業所等が、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する。その際、保健所とよく相談した上で、訪問介護等の必要性を再度検討すること。検討の結果、必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、以下の点に留意すること。

ア 職員のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。

イ サービスの提供に当たっては、保健所とよく相談した上で、その支援を受けつつ、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底すること。

具体的には、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための対策を講じること。

## 第4 入所施設等で感染疑い者が発生した場合

### 1 感染疑い者の個室への移動

感染疑い者については、原則として個室に移動する。

### 2 濃厚接触者の特定

- (1) 濃厚接触者の特定を行う。
- (2) 濃厚接触者が有症状となった場合は、速やかに別室に移動する。
- (3) 個室が足りない場合は、症状のない濃厚接触者を同室とする。
- (4) 個室管理ができない場合は、濃厚接触者にサージカルマスクの着用を求めた上で、「ベッドの間隔を2m以上あける」または「ベッド間をカーテンで仕切る」等の対応を実施する。
- (5) 濃厚接触者等及びその他の入所者の食事場所や生活空間、トイレ等を分ける。
- (6) 濃厚接触者等やその居室が判別できるようマーキングを行うなどの工夫を行う。
- (7) 居室からの出入りの際に、濃厚接触者等及びその他の入所者が接することがないようにする。
- (8) 濃厚接触者等及びその他の入所者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。夜勤時等、分けることが困難な場合は、個人防護具の着用等に特段の注意を払う。

### 3 情報の共有・報告

利用者等において、新型コロナウイルス感染疑い者が発生した場合、速やかに管理者等への報告を行い、当該事業所内での情報共有を行うとともに、新型コロナウイルス感染症健康相談窓口（電話 25-1201）及び指導監査課へ報告を行うこと（感染症等（疑）発生報告書（参考様式P31）を提出すること。）

また、当該利用者の家族等に報告を行い、当該利用者の主治医等にも報告を行うこと。

### 4 発生時点での職員等への周知

施設管理者は、発生状況を直ちに職員に周知及び対応を徹底すること。

### 5 感染疑い者等の周辺状況の把握

- (1) 感染疑い者と濃厚接触のあった者を特定し、利用者及び職員の接触者リスト（濃厚接触者リストP30）を作成する。
- (2) 感染疑い者及び濃厚接触者の症状・健康状態を確認



(3) 感染疑い者等の動線(行動範囲等)の把握

(4) 施設全体の利用者の健康状態について、棟・フロア・部屋別に把握

## 6 個人防護具等の確保及び着脱手順等の再確認

(1) 個人防護具等及び消毒液の確保

サージカルマスク, ゴーグル・フェイスシールド, 長袖ガウン, 手袋, 消毒液について, 在庫数と必要数を把握し, 不足分を調達する(市で一定程度備蓄しているため相談も可能)。

(2) 個人防護具等の着脱手順を再確認する。

(3) 使用済み個人防護具等の廃棄や清掃方法等を再確認する。

## 7 感染予防対策の徹底

(1) 利用者と職員の手指消毒の徹底

(2) 感染疑い者の動線(行動範囲)の消毒・清掃

感染疑い者の居室及び当該利用者が利用した共用スペースを消毒・清掃を実施する。具体的には, 手袋を着用し, 消毒用アルコール製剤で清拭する。

または, 次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後, 水拭きし, 乾燥させる。

なお, 次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については, 吸引すると有害であり, 効果が不確実であることから行わないこと。

トイレのドアノブや取手等は, 消毒用アルコール製剤で清拭する。

または, 次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)で清拭後, 水拭きし, 乾燥させる。

## 第5 入所施設内で発症した場合(利用者及び職員が陽性判明後)

社会福祉施設等の利用者等(当該施設等の利用者及び職員等をいう。)に新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合には、保健所の指示に従うとともに、協力医療機関にも相談し、以下の取組を徹底する。

なお、新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合も同様の取扱いとする。その際、以下の記載のうち「濃厚接触者」は「感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者」と読み替えるものとする。

※「新型コロナウイルス感染が疑われる者」～社会福祉施設等の利用者等であって、息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある者、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状等が続く者(高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状等がある者)、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR 陽性等診断が確定するまでの間の者。

### 1 情報共有・報告等の実施

利用者や職員等において、新型コロナウイルス感染者が発生した旨の連絡を受けた場合、速やかに施設長等への報告を行い、当該事業所内での情報共有を行い、指導監査課へ報告を行うこと。

また、当該利用者の家族等に報告を行い、当該利用者の主治医に報告を行うこと。

### 2 消毒・清掃等の実施

新型コロナウイルス感染者の居室 及び当該利用者が利用した共用スペースについては、消毒・清掃を実施する。具体的には、手袋を着用し、消毒用アルコール製剤で清拭する。

または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、水拭きし、乾燥させる。

なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。

トイレのドアノブや取手等は、消毒用アルコール製剤で清拭するかまたは、次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)で清拭後、水拭きし、乾燥させる。

保健所の指示がある場合は、その指示に従うこと。

### 3 積極的疫学調査への協力等

感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力すること。その際、可能な限り利用者のケア記録や面会者の情報の提供等を行うこと。

### 4 新型コロナウイルス感染症の感染者等への適切な対応の実施

感染者等については、以下の対応を行う。

#### (1) 職員の場合

職員の感染が判明した場合、原則入院することとなるが、症状等によっては保健所の判断に従うこととなること。

#### (2) 利用者の場合

利用者新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、高齢者や基礎疾患を有する者等である場合には原則入院することとなるが、それ以外の者については症状等によっては保健所の判断に従うこととなること。

### 5 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等への適切な対応の実施

濃厚接触者等については、保健所と相談の上、以下の対応を行う。

なお、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしており、以下の対応は感染者との最終接触から14日間行うことが基本となるが、詳細な期間や対応については保健所の指示に従うこと。

(1) 職員の場合

保健所により濃厚接触者とされた職員については、原則自宅待機を行うこととなるが、保健所の指示に従うこと。職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。

(2) 利用者の場合

保健所により濃厚接触者とされた利用者については、以下の対応を行うこと。

ア 当該利用者については、原則として個室に移動する。

イ 有症状となった場合は、速やかに別室に移動する。

ウ 個室が足りない場合は症状のない濃厚接触者を同室とする。

エ 個室管理ができない場合は、濃厚接触者にマスクの着用を求めた上で、「ベッドの間隔を2m以上あげる」または「ベッド間をカーテンで仕切る」等の対応を実施する。

オ 濃厚接触者が部屋を出る場合はマスクを着用し、手洗い、アルコール消毒による手指衛生を徹底する。

カ 当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。

キ 職員のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。

ク 当該利用者へのケアに当たっては、部屋の換気を1, 2時間ごとに5～10分間行うこととする。また、共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施する。

ケ 職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用する。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル・フェイスシールド、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。

コ 体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とする。その他の利用者にも使用する場合は、消毒用アルコール製剤で清拭を行う。

サ ケアの開始時と終了時に、(液体)石けんと流水による手洗い、または薬用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔(目・鼻・口)を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。

シ 濃厚接触者のうち有症状者については、リハビリテーション等は実施しないこと。無症状者については、利用者は手洗い、アルコール消毒による手指消毒を徹底し、職員は適切な感染防護を行った上で個室又はベッドサイドにおいて、実施も可能であること。

## 6 個別のケア等の実施に当たっての留意点

濃厚接触者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意すること。

(1) 食事の介助等

ア 食事介助は、原則として個室で行うものとする。

イ 食事前に利用者に対し、(液体)石けんと流水による手洗い等を実施する。

ウ 食器は使い捨て容器を使用するか、または、濃厚接触者のものを分けた上で、熱水洗浄が可能な自動食器洗浄機を使用する。

エ まな板、ふきんは、洗剤で十分洗い、熱水消毒するか、次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後、洗浄する。

## (2) 排泄の介助等

ア 使用するトイレの空間は分ける。

イ おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、サージカルマスク、使い捨て袖付きエプロンを着用する。

ウ 使用済みおむつ等の廃棄物の処理に当たっては感染防止対策を講じる。

※ポータブルトイレを利用する場合の介助も同様とする。(使用後ポータブルトイレは洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム液等で処理を行う。)

## (3) 清潔・入浴の介助等

ア 介助が必要な場合は、原則として清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は熱水洗濯機(80°C10分間)で洗浄後、乾燥を行うか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行う。

イ 個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は、入浴を行ってもよい。その際も、必要な清掃等を行う。

## (4) リネン・衣類の洗濯等

ア 当該利用者のリネンや衣類については、その他の利用者とは必ずしも分ける必要はないが、熱水洗濯機(80°C10分間)で処理し、洗浄後乾燥させるか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行う。

イ 当該利用者が鼻をかんだティッシュ等のごみの処理は、ビニール袋に入れるなどの感染防止対策を講じる。

## 7 人員体制の確保

感染が確認された施設に従事する職員が不足する場合は、当該法人又は関連法人内の他施設からの応援が基本となるが、利用者処遇に影響が出る場合は、指導監査課と協議すること。

## 8 個人防護具等について

個人防護具等(サージカルマスク、ゴーグル・フェイスシールド、長袖ガウン、手袋)及び消毒液等については基本的には法人等で準備することになるが、万が一クラスター等が発生し、不足することが予想される場合は、速やかに指導監査課へ連絡すること。

## 9 報道関係への対応

報道関係への対応は、誤った情報を提供しないように、施設等の管理者に対応者を一本化し、複数の職員が対応することのないようにすること。

また、対応に苦慮する場合は、保健所及び指導監査課と協議すること。

## 10 その他

- (1) 新型コロナウイルスを理由とした偏見等が生じないようにするなど、職員等の人権に十分配慮する。
- (2) 職員やその家族等に対し必要な支援を行う。

### 【参考】ゾーニングについて

清潔な区域(清潔区域)とウイルスによって汚染されている区域(汚染区域)を区分けすることをゾーニングといい、感染拡大防止のために重要です。

感染者は汚染区域でのみ生活し、職員は極力清潔区域内で活動し、汚染区域に入る際は、必要な個人個人防護具を着用します。

#### ○レッドゾーン(汚染エリア)

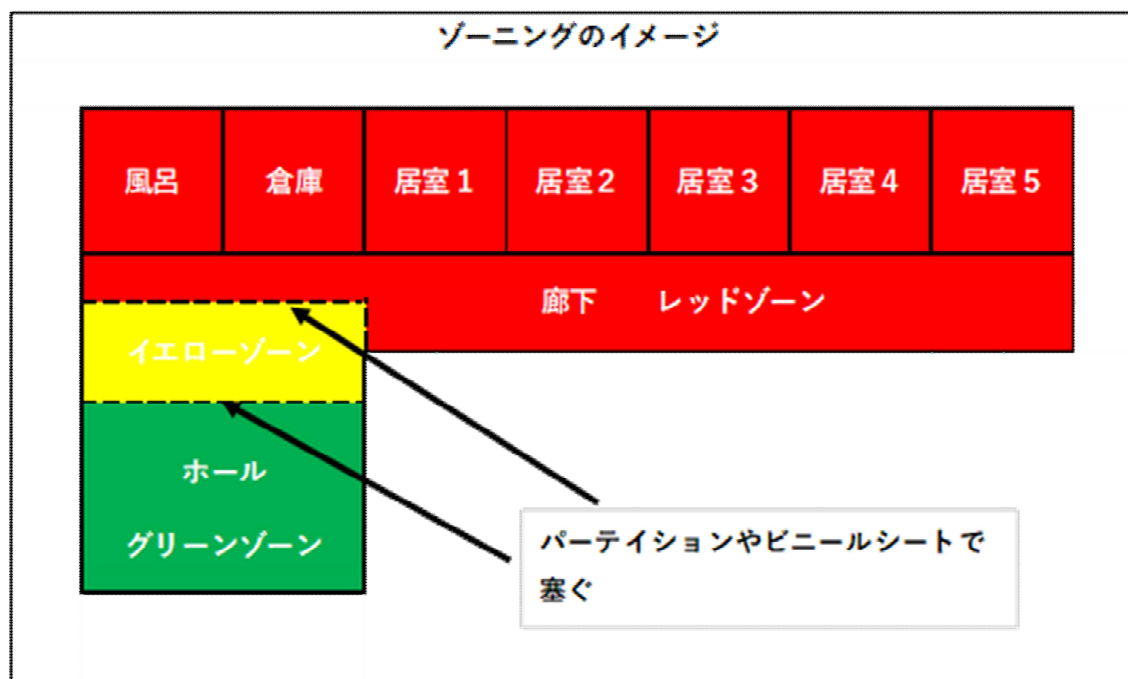
- ・ 対象者: 軽症者・無症状の感染者。
- ・ 重症者・中等症者については医療機関移送までの間、個室に隔離する。
- ・ 感染者を隔離。原則一人部屋とし、感染者はトイレ・入浴・食事等を含め、エリア外には出ない動線を確認する(非感染者と分離する)。

#### ○グリーンゾーン(清潔エリア)

- ・ 対象者: 非感染者(通常の生活が可能)及び濃厚接触者(感染者に準じて行動制限を行う。)

#### ○イエロー(グレー)ゾーン

- ・ 感染エリアの前庭部分。個人防護具等の着脱やゴミの処分等を行う。
- ・ イエローゾーンの中でも、可能な限り、個人防護具を着用する場所(着衣はグリーンゾーン内が望ましい。)と脱ぐ場所を分ける。



**注意！** 実際にゾーニングを行う場合は、保健所等の専門家の意見に従い行うことになります。

※ゾーニングに必要なビニールシート、パーティション、養生テープ等を用意することを検討すること。

## 関係部局等の連絡先

### 新型コロナウイルス感染症に関する相談・問合せ（24 時間対応・土日祝含む）

新型コロナウイルス感染症健康相談窓口	電話 25-1201
聴覚に障がいのある方は、FAX25-9731 又はメール t_covid19@city.asahikawa.hokkaido.jp	

### 福祉保険部の連絡先(高齢者施設等・障害者施設等で感染疑者が発生した場合)

旭川市福祉保険部指導監査課	電話 25-9849 FAX 25-9090
---------------	---------------------------

### コロナウイルス感染症対策に係る補助事業等の担当

高齢者施設等 旭川市福祉保険部長寿社会課地域包括ケア推進係	電話 25-9797 FAX 29-6404
障害者施設等 旭川市福祉保険部障害福祉課障害サービス係	電話 25-9854 FAX 24-7007

### クラスター等が発生した際の個人防護具等に関する相談先

高齢者施設等 旭川市福祉保険部長寿社会課地域包括ケア推進係	電話 25-9797 FAX 29-6404
障害者施設等 旭川市福祉保険部障害福祉課障害事業係	電話 25-6476 FAX 24-7007

※市役所の開庁時間は 8 時 45 分から 17 時 15 分となります。

新型コロナウイルス感染症予防対策チェックシート(入所施設用:高齢者, 障害者)

項目	確認
<b>(1) 施設における取組</b>	<input type="checkbox"/>
日頃から利用者の健康状態や変化の有無等に注意を払っている。	<input type="checkbox"/>
利用者の体温を毎日計測し記録している。	<input type="checkbox"/>
基礎疾患を把握できている。	<input type="checkbox"/>
感染防止のため、職員間での情報共有を徹底し、連携した取組が取れている。	<input type="checkbox"/>
居室や共用スペースの換気を行っている。	<input type="checkbox"/>
感染症の最新情報(流行地域や回避すべき行動等)の把握ができている。	<input type="checkbox"/>
感染症情報を職員と、申し送りや掲示などで共有できている。	<input type="checkbox"/>
<b>(2) 職員の取組(職員の中には、直接介助等する職員以外の事務員, 調理員, ボランティアなども含む)</b>	<input type="checkbox"/>
マスク着用を含めた咳エチケットや手洗い, 消毒用アルコール製剤による消毒を徹底するなど, 感染経路を断つための対策ができている。	<input type="checkbox"/>
出勤前に体温を測り, 発熱等の症状が認められるときは出勤しないよう徹底できている。	<input type="checkbox"/>
解熱後24時間以上が経過し, 咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは, 出勤しないよう徹底できている。	<input type="checkbox"/>
職場外でも, 換気が悪く人が密に集まる空間を避ける等の対応をすることが徹底できている。	<input type="checkbox"/>
症状がない場合でも利用者と接する際にはマスク着用が徹底できている。	<input type="checkbox"/>
食堂や詰め所などでの休憩中にマスクをはずして飲食をする場合は, ほかの職員と一定の距離を保っている。	<input type="checkbox"/>
口腔ケアなど飛沫感染の恐れのある業務時には, マスク, 手袋などの着用を行っている。	<input type="checkbox"/>
<b>(3) リハビリテーション等の実施</b>	<input type="checkbox"/>
リハビリテーション等の実施にあたって, 同じ時間帯, 場所での実施人数を減らし, 密な状態を避けている。	<input type="checkbox"/>
利用者同士の距離を2m程度とっている。	<input type="checkbox"/>

声を出す機会を最低限にするか、声を出すメニューの時は利用者にもマスクを着用してもらっている。	<input type="checkbox"/>
手すり等の共有物を消毒している。	<input type="checkbox"/>
職員、利用者共に手洗い、消毒用アルコール製剤による消毒を徹底している。	<input type="checkbox"/>
<b>(4) 感染症発生時に係る事前準備(保健所による調査への対応準備を含む)</b>	<input type="checkbox"/>
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針等の確認を徹底している。	<input type="checkbox"/>
感染症発生時の対応フローチャート等の準備及び職員への徹底ができています。	<input type="checkbox"/>
施設見取り図の準備ができています(保健所の聞き取り調査で必要なため)。	<input type="checkbox"/>
疑い事例や感染症発生時の緊急連絡先が確認できており、すぐに連絡できるように準備ができています(保健所、管理者、嘱託医、看護師、旭川市指導監査課など)。	<input type="checkbox"/>
感染症消毒キット等の準備及び使用方法の確認が直接処遇職員に徹底ができています。	<input type="checkbox"/>
<b>(5) 来訪者(面会・業者等)の立ち入りについて</b>	<input type="checkbox"/>
面会及び施設への立ち入りについては、緊急やむを得ない場合を除いて制限し、テレビ電話等を活用している。	<input type="checkbox"/>
面会は氏名・来訪日時を処遇記録や面会簿に記録している。	<input type="checkbox"/>
業者による物品等の受け渡しは、玄関等に限定し、立ち入りが必要な場合は、体温を計測し、発熱が認められるときは入館を断っている。	<input type="checkbox"/>



新型コロナウイルス感染症予防対策チェックシート(通所・短期入所施設)

項目	確認
(1) 施設における取組	<input type="checkbox"/>
感染防止のため、職員間での情報共有を徹底し、連携した取組が取れている。	<input type="checkbox"/>
感染症の最新情報の把握ができています。(厚生労働省、北海道、旭川市の感染症情報等を活用)	<input type="checkbox"/>
感染症情報を職員と、申し送りや掲示などで共有できている。	<input type="checkbox"/>
(2) 職員の取組(職員の中には、直接介助等する職員以外の事務員、調理員、ボランティアなども含む)	<input type="checkbox"/>
マスク着用を含めた咳エチケットや手洗い、消毒用アルコール製剤による消毒を徹底するなど、感染経路を断つための対策ができています。	<input type="checkbox"/>
出勤前に体温を測り、発熱等の症状が認められるときは出勤しないよう徹底できている。	<input type="checkbox"/>
解熱後 24 時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは、出勤しないよう徹底できている。	<input type="checkbox"/>
職場外でも、換気が悪く人が密に集まる空間を避ける等の対応をすることが徹底できている。	<input type="checkbox"/>
症状がない場合でも利用者 と接する際にはマスク着用が徹底できている。	<input type="checkbox"/>
食堂や詰め所などでの休憩中にマスクをはずして飲食をする場合は、ほかの職員と一定の距離を保っている。	<input type="checkbox"/>
(3) ケアの実施に当たっての取組	<input type="checkbox"/>
【基本的な事項】	<input type="checkbox"/>
実施にあたって、同じ時間帯、場所での実施人数を減らし、密な状態を避けている。	<input type="checkbox"/>
定期的な換気を行っている。	<input type="checkbox"/>
利用者同士の距離を2m程度とっている。	<input type="checkbox"/>
声を出す機会を最低限にするか、声を出すメニューの時は利用者にもマスクを着用してもらっている。	<input type="checkbox"/>
手すり等の共有物をこまめに消毒している。	<input type="checkbox"/>
職員、利用者共に手洗い、消毒用アルコール製剤による消毒を徹底している。	<input type="checkbox"/>

【送迎時等の対応等】	□
送迎者に乗る前に、本人の体温を測って、発熱が認められるときは利用を断る扱いができています。	□
利用者が解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状の改善がみられるまでは、利用を断る扱いができています。	□
上記利用者の利用が再開した際は、当該利用者の健康状態に注意するよう、職員間で情報を共有ができています。	□
送迎時には、窓を開ける等換気に留意し、送迎後は利用者の接触頻度が高い場所の消毒を徹底しています。	□
(4) 感染症発生時に係る事前準備(保健所による調査への対応準備を含む)	□
感染症発生時の対応フローチャート等の準備及び職員への徹底ができています。	□
施設見取り図の準備ができています(保健所の聞き取り調査で必要なため)。	□
疑い事例や感染症発生時の緊急連絡先が確認できており、すぐに連絡できるように準備ができています(保健所、管理者、嘱託医、看護師、旭川市指導監査課など)。	□
感染症消毒キット等の準備及び使用方法の確認が直接処遇職員に徹底ができています。	□
サービスの提供がなければ生命の維持が困難な利用者への代替サービス(在宅訪問等)の提供についての検討ができています。	□
(5) 業者等の立ち入りについて	□
業者による物品等の受け渡しは、玄関等に限定し、立ち入りが必要な場合は、体温を計測し、発熱が認められるときは入館を断っている。	□
施設内に入出りした者の氏名・来訪日時・連絡先について記録を残している。	□

新型コロナウイルス感染症予防対策チェックシート(訪問サービス)

項目	確認
<b>(1) 事業所における取組</b>	<input type="checkbox"/>
感染防止のため、職員間での情報共有を徹底し、連携した取組が取れている。	<input type="checkbox"/>
感染症の最新情報の把握ができています。(厚生労働省、北海道、旭川市の感染症情報等を活用)	<input type="checkbox"/>
感染症情報を職員と、申し送りや掲示などで共有できている。	<input type="checkbox"/>
<b>(2) 職員の取組(職員の中には、直接介助等する職員以外の事務員、調理員、ボランティアなども含む)</b>	<input type="checkbox"/>
マスク着用を含めた咳エチケットや手洗い、消毒用アルコール製剤による消毒を徹底するなど、感染経路を断つための対策ができています。	<input type="checkbox"/>
出勤前に体温を測り、発熱等の症状が認められるときは出勤しないよう徹底できている。	<input type="checkbox"/>
解熱後24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは、出勤しないよう徹底できている。	<input type="checkbox"/>
職場外でも、換気が悪く人が密に集まる空間を避ける等の対応をすることが徹底できている。	<input type="checkbox"/>
症状がない場合でも利用者 と接する際にはマスク着用が徹底できている。	<input type="checkbox"/>
食堂や詰め所などでの休憩中にマスクをはずして飲食をする場合は、ほかの職員と一定の距離を保っている。	<input type="checkbox"/>
口腔ケアなど飛沫感染の恐れのある業務時には、マスク、手袋などの着用を行っている。	<input type="checkbox"/>
<b>(3) ケア等の実施にあたっての取組</b>	<input type="checkbox"/>
サービスを提供する前に、本人の体温を測り(できる限り事前に測ってもらうことが望ましい)、発熱が認められるときは、受診を行うよう勧めている。	<input type="checkbox"/>
発熱が認められる利用者へのサービス提供にあたっては、保健所と相談し、居宅介護支援事業等も連携し、サービスの必要性を検討している。	<input type="checkbox"/>
上記検討を行ったうえで、サービス提供する場合は、感染防止策を徹底しサービスの提供を継続している。	<input type="checkbox"/>
発熱が認められる利用者へサービスの提供する者は、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、勤務上の配慮を行っている。	<input type="checkbox"/>
サービスの提供前後における手洗い、マスク着用、エプロンの着用、必要に応じての手袋の着用など感染機会を減らす工夫を行っている。	<input type="checkbox"/>
発熱が認められる利用者には、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行っている。	<input type="checkbox"/>

(4) 感染症発生時に係る事前準備(保健所による調査への対応準備を含む)	□
感染症発生時の対応フローチャート等の準備及び職員への徹底ができています。	□
疑い事例や感染症発生時の緊急連絡先が確認できており、すぐに連絡できるように準備できている(保健所, 管理者, 嘱託医, 看護師, 旭川市指導監査課など)。	□

**【参考資料】 コロナウイルス感染症対策に係わる厚生労働省の動画集**

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症予防の参考になる各種動画をYouTubeにて公開しております。職員の研修等に活用してください。

(全ての動画にリンクを設定してあります。)

下記の厚生労働省の動画のリストのURL

[https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj\\_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc](https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc)

1	訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策！① (あなたが利用者宅にウイルスをもちこまないために) ----- <a href="https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc">https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc</a>
2	訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策！② (利用者とあなたの間でウイルスのやりとりをしないために) ----- <a href="https://www.youtube.com/watch?v=RZN_aN6dcs4&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=2">https://www.youtube.com/watch?v=RZN_aN6dcs4&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=2</a>
3	訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策！③ (あなたがウイルスをもちださないために) ----- <a href="https://www.youtube.com/watch?v=6PKNJjJ7hQc&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=3">https://www.youtube.com/watch?v=6PKNJjJ7hQc&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=3</a>
4	訪問サービスを受ける方のためのそうだったのか！感染対策！ (あなたがウイルスをうけとらない, わたさないために) ----- <a href="https://www.youtube.com/watch?v=z14ufxBL6_4&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=4">https://www.youtube.com/watch?v=z14ufxBL6_4&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=4</a>
5	(参考)そうだったのか！感染対策！(手洗い) ----- <a href="https://www.youtube.com/watch?v=E6mkdyoPfyk&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=5">https://www.youtube.com/watch?v=E6mkdyoPfyk&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=5</a>
6	【字幕版】訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策！① (あなたが利用者宅にウイルスをもちこまないために) ----- <a href="https://www.youtube.com/watch?v=XtKhpt4iCiU&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=6">https://www.youtube.com/watch?v=XtKhpt4iCiU&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=6</a>
7	【字幕版】訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策！② (利用者とあなたの間でウイルスのやりとりをしないために) ----- <a href="https://www.youtube.com/watch?v=VID0isCpqY4&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=7">https://www.youtube.com/watch?v=VID0isCpqY4&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=7</a>
8	【字幕版】訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策！③ (あなたがウイルスをもちださないために) ----- <a href="https://www.youtube.com/watch?v=XTIzCXW4Vyw&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=8">https://www.youtube.com/watch?v=XTIzCXW4Vyw&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=8</a>
9	【字幕版】訪問サービスを受ける方のためのそうだったのか！感染対策！ (あなたがウイルスをうけとらない, わたさないために) ----- <a href="https://www.youtube.com/watch?v=omsPUJ7bc&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=9">https://www.youtube.com/watch?v=omsPUJ7bc&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=9</a>

10	<p>介護老人福祉施設(特養)のためのそうだったのか！感染対策① (外からウイルスをもちこまないために)</p> <p><a href="https://www.youtube.com/watch?v=iobl4wSAxnA&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=10">https://www.youtube.com/watch?v=iobl4wSAxnA&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=10</a></p>
11	<p>介護老人福祉施設(特養)のためのそうだったのか！感染対策② (施設の中でウイルスを広めないために1)</p> <p><a href="https://www.youtube.com/watch?v=fGEvr7L-6_w&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=11">https://www.youtube.com/watch?v=fGEvr7L-6_w&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=11</a></p>
12	<p>介護老人福祉施設(特養)のためのそうだったのか！感染対策② (施設の中でウイルスを広めないために2)</p> <p><a href="https://www.youtube.com/watch?v=kxSRp7UzAWs&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=12">https://www.youtube.com/watch?v=kxSRp7UzAWs&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=12</a></p>
13	<p>送迎の時のそうだったのか！感染対策</p> <p><a href="https://www.youtube.com/watch?v=KG3HSTxUuZ4&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=13">https://www.youtube.com/watch?v=KG3HSTxUuZ4&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=13</a></p>
14	<p>【字幕版】介護老人福祉施設(特養)のためのそうだったのか！感染対策① (外からウイルスをもちこまないために)</p> <p><a href="https://www.youtube.com/watch?v=VIOVwJLANw&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=14">https://www.youtube.com/watch?v=VIOVwJLANw&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=14</a></p>
15	<p>【字幕版】介護老人福祉施設(特養)のためのそうだったのか！感染対策② (施設の中でウイルスを広めないために1)</p> <p><a href="https://www.youtube.com/watch?v=J9Eiw_uf5Iq&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=15">https://www.youtube.com/watch?v=J9Eiw_uf5Iq&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=15</a></p>
16	<p>【字幕版】介護老人福祉施設(特養)のためのそうだったのか！感染対策② (施設の中でウイルスを広めないために2)</p> <p><a href="https://www.youtube.com/watch?v=HNDvDsV0ACA&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=16">https://www.youtube.com/watch?v=HNDvDsV0ACA&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=16</a></p>
17	<p>【字幕版】送迎の時のそうだったのか！感染対策</p> <p><a href="https://www.youtube.com/watch?v=7xtITmLk9NI&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=17">https://www.youtube.com/watch?v=7xtITmLk9NI&amp;list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc&amp;index=17</a></p>
18	<p>宿泊療養における感染対策(非医療従事者向け)(個人個人防護具(Personal Protective Equipment=PPE)の着脱について実演の映像が、開始後9:46以降に有)</p> <p><a href="https://www.youtube.com/watch?v=dDzJjvxMNIA">https://www.youtube.com/watch?v=dDzJjvxMNIA</a></p>

## 【参考資料】各種通知等

(リンクを設定してあります)

- 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」(平成31年4月15日付厚生労働省通知)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>
- 「介護現場における感染対策の手引き 第1版 (厚生労働省老健局 令和2年10月)」  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678253.pdf>)
- 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)(令和2年10月15日付厚生労働省事務連絡)」  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>)
- 「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について(令和2年6月30日付厚生労働省事務連絡事務連絡)」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000645252.pdf>
- 「障がい者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」(令和2年7月3日付厚生労働省事務連絡)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf>
- 「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」(令和2年5月4日付厚生労働省事務連絡)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000627656.pdf>
- 「高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検について」(令和2年7月31日厚生労働省事務連絡)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000657093.pdf>(本文)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000657094.pdf>(別添)
- 「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発症時の具体的な対応について」(令和2年5月4日付厚生労働省事務連絡)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000627801.pdf>

【参考様式】 来客者受付票

### 来客者受付票

日付	年 月 日 ( 曜日)		
来客者名			
来客者所属(住所)			
連絡先(電話)			
来所時間	時 分	退所時間	時 分
体温	. C	備考	

### 来客者受付票

日付	年 月 日 ( 曜日)		
来客者名			
来客者所属(住所)			
連絡先(電話)			
来所時間	時 分	退所時間	時 分
体温	. C	備考	

【注意】 来客者受付票は、来客者のプライバシー等に配慮して個票とすること。



【参考様式】 来客者名簿(施設管理用)

来客者名簿

年 月 日 ( 曜日)

(施設名 )

No.	来所時間	氏名	所属・続柄	連絡先(電話)	体温
1	: ~ :			- -	. °C
2	: ~ :			- -	. °C
3	: ~ :			- -	. °C
4	: ~ :			- -	. °C
5	: ~ :			- -	. °C
6	: ~ :			- -	. °C
7	: ~ :			- -	. °C
8	: ~ :			- -	. °C
9	: ~ :			- -	. °C
10	: ~ :			- -	. °C
11	: ~ :			- -	. °C
12	: ~ :			- -	. °C
13	: ~ :			- -	. °C
14	: ~ :			- -	. °C
15	: ~ :			- -	. °C
16	: ~ :			- -	. °C
17	: ~ :			- -	. °C
18	: ~ :			- -	. °C
19	: ~ :			- -	. °C
20	: ~ :			- -	. °C

【参考様式】濃厚接触者リスト

濃厚接触者リスト

No.	氏名	続柄 (関係)	年齢	性別	患者との 最終接触日	基礎 疾患	連絡先 (電話)	接触状況等
1					年 月 日	有・無	— —	
2					年 月 日	有・無	— —	
3					年 月 日	有・無	— —	
4					年 月 日	有・無	— —	
5					年 月 日	有・無	— —	
6					年 月 日	有・無	— —	
7					年 月 日	有・無	— —	
8					年 月 日	有・無	— —	
9					年 月 日	有・無	— —	
10					年 月 日	有・無	— —	
11					年 月 日	有・無	— —	
12					年 月 日	有・無	— —	
13					年 月 日	有・無	— —	
14					年 月 日	有・無	— —	

【様式】 感染症等(疑)発生報告書

施設用

感染症等(疑)発生報告書

報告年月日						
施設名称						
施設概要	所在地					
	構造	調査時に見取り図の提出をお願いします。				
連絡先	連絡者: (職名) (氏名)					
電話番号	電話番号	—	—			
FAX 番号	FAX 番号	—	—			
メールアドレス	メールアドレス					
施設職員及び利用者 等人数  (その他該当する職種 等がありましたら記載 し人数を入れてくださ い)	職員	合計	人			
	施設長	人	看護師	人	介護士	人
	支援員	人	作業療法士	人	事務員	人
	人			人		人
	入所者	人	通所者	人		人
		人		人		人
有症状者の発生状況	月	日	時	分現在の有症状者は		
	職員	人中		人		
	利用者	人中		人		
有症状者の受診・治療状況						
施設の対応						
備考						